

## 記

### 第1 株式会社に関する改正

#### 1 額面株式制度の廃止

##### (1) 額面株式制度の廃止

額面株式の制度が廃止され(旧法第199条,第202条及び第225条第4号の削除),これに伴い,額面株式1株の金額が定款の記載事項及び登記事項から除かれることとなった(旧法第166条第1項第4号の削除,第188条第2項第1号の改正)。

##### (2) 額面株式制度の廃止に伴う登記事務

###### ア 登記用紙の様式の改正

(ア) 株式会社の登記用紙中商号・資本欄の様式が改められ,「額面株式1株の金額」の欄が削除された(以下「新様式」という。商登規附録第7号)。

(イ) 法施行の際現に存する従前の様式の商号・資本欄の用紙は,新様式の商号・資本欄の用紙とみなすこととされた(改正省令附則第2項)ので,現に存する従前の様式の商号・資本欄の用紙は,新様式の商号・資本欄の用紙に改製することなく,引き続き使用して差し支えない。

法施行後において,新たに登記用紙を起こし,又は新用紙へ移記するときは,新様式の商号・資本欄の用紙を用いなければならないが,法施行の際現に存する従前の様式の株式会社の登記用紙と同一の用紙及び附録第12号の様式の用紙は,法施行後も,なお当分の間使用することができ,この場合には,従前の様式の用紙は,改正後の様式の用紙とみなすこととれた(改正省令附則第5項及び同項において準用する第2項)ので,従前の様式の登記用紙と同一の用紙を用いて登記申請が行われた

ときであっても、これを受理し、登記用紙として使用して差し支えない。

なお、従前の様式用の紙を申請人に交付する場合には、額面株式1株の金額を記入すべき欄に黒色の斜線又は横線を施した上で交付するものとする。

#### イ 額面株式1株の金額の登記の朱抹

額面株式1株の金額が登記事項でなくなったことから、法施行の際現にされている額面株式1株の金額の登記は、登記官が職権で朱抹すべきものとされた（改正省令附則第3項）。その際、朱抹を行った年月日等の記入は要しない（別紙記載例1）。この朱抹は、法施行後、当該会社について、最初に登記の申請があった時、又は登記簿謄抄本の交付請求に基づき登記簿謄抄本を作成するとき若しくは閲覧に供するときまでに行うものとする。

なお、現に効力を有しない額面株式1株の金額の登記及び閉鎖された登記用紙については、この朱抹を行うことを要しない。

#### ウ 電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合

電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合の株式会社登記簿の式・資本区に記録すべき事項から「額面株式1株の金額」が削除された（商登規別表第7）。

また、法施行の際現にされている額面株式1株の金額の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録することとされた（改正省令附則第3項及び第4項）。

#### エ 外国会社登記簿の取扱い

外国会社登記簿中株式会社登記簿を用いる場合についても、アからウまでと同様である。